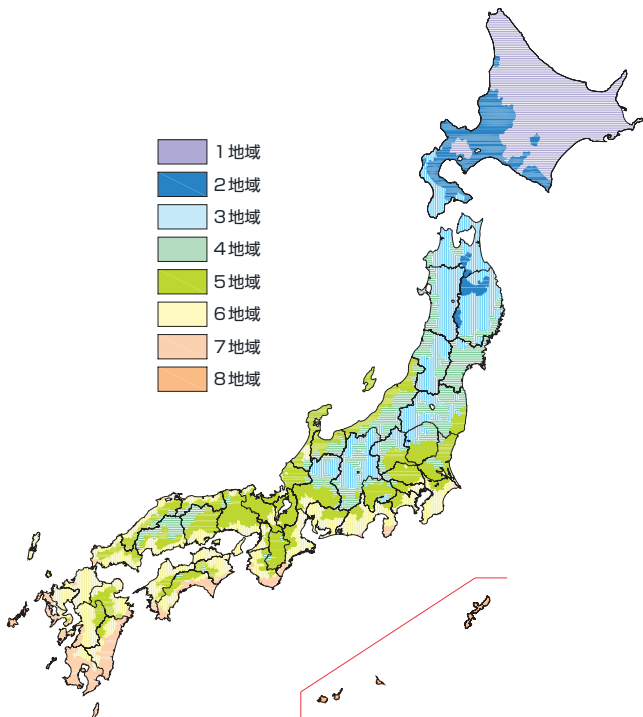


住宅・建築物の省エネルギー基準

都道府県	地域区分	該当市町村
京都	5	京都市(旧京北町に限る)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る)、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、高津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山村
	6	京都市(旧京都市に限る)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町を除く)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪	5	堺市(旧美原町に限る)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
	6	大阪市、堺市(旧堺市に限る)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫	5	姫路市(旧姫路市、旧家島町を除く)、豊岡市(旧竹野町を除く)、養父市(旧関宮町を除く)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る)、丹波市、朝来市、加東市、三木市(旧吉川町に限る)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
	6	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市(旧姫路市、旧家島町に限る)、たつの市(旧揖保川町、旧御津町に限る)、三木市(旧三木市に限る)、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市(旧竹野町に限る)、香美町(旧香住町に限る)、稲美町、播磨町、太子町
	4	養父市(旧関宮町に限る)、香美町(旧香住町を除く)
	5	奈良市(旧都祁村を除く)、宇陀市(旧室生村を除く)、葛城市、五條市(旧大塔村を除く)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西市、三宅町、田原本町、曾根村、御杖町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、上川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
4	奈良市(旧都祁村に限る)、五條市(旧大塔村に限る)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る)、平群町、野迫川村	
和歌山	5	橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る)、有田川町(旧清水町に限る)、九度山町
	6	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市(旧熊野川町に限る)、田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く)、みなべ町、日高川町、有田川町(旧清水町を除く)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
	4	かつらぎ町(旧花園村に限る)、高野町
鳥取	5	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く)、倉吉市(旧倉吉市に限る)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
	6	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
	4	倉吉市(旧関金町に限る)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根	5	松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る)、出雲市(旧佐田町に限る)、安来市、江津市(旧桜江町に限る)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町を除く)、雲南市、益田市(旧益田市を除く)、美郷町(旧邑智町に限る)、邑南町(旧石見町に限る)、吉賀町、津和野町、川本町
	6	松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町を除く)、出雲市(旧佐田町を除く)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町に限る)、大田市、益田市(旧益田市に限る)、江津市(旧江津市に限る)、隠岐の島町、海上町、西ノ島町、知夫村
	4	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る)、邑南町(旧石見町を除く)
	5	岡山市(旧岡山市、旧瀬崎町を除く)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧備中町を除く)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る)、赤磐市、津山市(旧阿波村を除く)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る)、和気町
6	岡山市(旧岡山市、旧瀬崎町に限る)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町	
4	津山市(旧阿波村に限る)、高梁市(旧備中町に限る)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く)	
広島	5	広島市(旧湯来町に限る)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る)、三次市(旧三次市、旧三和町に限る)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る)、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く)、尾道市(旧御調町に限る)、府中市(旧府中市に限る)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る)、安芸太田町(旧加計町に限る)、北広島市(旧豊平町に限る)、世羅町(旧世羅西町に限る)
	6	広島市(旧広島市に限る)、呉市、江田島市、三原市(旧大和町、旧久井町を除く)、大竹市、竹原市、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町に限る)、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村を除く)、尾道市(旧御調町を除く)、福山市(旧神辺町、旧新市町を除く)、海田町、熊野町、坂町、府中市、大崎上島町
	4	府中市(旧上下町に限る)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る)、安芸太田町(旧加計町を除く)、北広島市(旧豊平町を除く)、世羅町(旧世羅西町を除く)、神石高原町
	5	山口市(旧阿東町に限る)、下関市(旧豊田町に限る)、岩国市(旧由宇町を除く)、周南市(旧鹿野町に限る)、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る)、美祿市
6	山口市(旧阿東町を除く)、宇部市、下関市(旧豊田町、旧下関市を除く)、岩国市(旧由宇町に限る)、光市、山陽小野田市、周南市(旧鹿野町を除く)、周防大島町、長門市、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	
7	下関市(旧下関市に限る)	
徳島	5	三好市(旧東祖谷山村を除く)、美馬市(旧木屋平村に限る)、東みよし町、那賀町(旧木沢村、旧木頭村に限る)、つるぎ町(旧貞光町を除く)
	6	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市(旧木屋平村を除く)、那賀町(旧木沢村、旧木頭村を除く)、つるぎ町(旧貞光町に限る)、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	4	三好市(旧東祖谷山村に限る)
	7	牟岐町、美波町、海陽町
香川	6	高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、高松町、宇多津町、琴平町、多度津町
	5	新居浜市(旧別子山村に限る)、西予市(旧城川町に限る)、大洲市(旧河辺村に限る)、砥部町(旧広田村に限る)、内子町、久万高原町、鬼北町
愛媛	6	松山市、新居浜市(旧別子山村を除く)、今治市、西条市、西予市(旧城川町を除く)、大洲市(旧河辺村を除く)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市(旧津島町を除く)、砥部町(旧砥部町に限る)、上島町、伊方町(旧伊方町に限る)、松前町、松野町
	7	宇和島市(旧津島町に限る)、伊方町(旧伊方町を除く)、愛南町

都道府県	地域区分	該当市町村
高知	5	いの町(旧吾北村に限る)、仁淀川町、津野町(旧東津野村に限る)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
	6	高知市(旧鏡村、旧土佐山村に限る)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町(旧葉山村に限る)、黒潮町(旧佐賀町に限る)、佐川町、日高村
	4	いの町(旧本川村に限る)
福岡	7	高知市(旧高知市、旧春野町に限る)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町(旧伊野町に限る)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る)
	5	八女市(旧矢部村に限る)
	6	福岡市(博多区、中央区、南区、城南区を除く)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市(旧矢部村を除く)、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、戸畑町、水巻町、岡垣町、速見町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、刈田町、吉富町
7	福岡市(博多区、中央区、南区、城南区に限る)	
佐賀	6	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町
	5	雲仙市(旧小浜町に限る)
長崎	6	壱岐市、雲仙市(旧小浜町を除く)、松浦市、対馬市、島原市(旧有明町に限る)、南島原市(旧加津佐町に限る)、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
	7	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
	5	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
熊本	6	熊本市、合志市、山鹿市、天草市(旧五和町、旧有明町に限る)、上天草市(旧松島町に限る)、宇城市(旧三角町を除く)、菊池市、玉名市、八代市(旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る)、人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和木町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、瀬前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、香北町
	7	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く)、宇城市(旧三角町に限る)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く)、芦北町、津奈木町
	5	大分市(旧野津原町に限る)、宇佐市(旧宇佐市を除く)、杵築市(旧山香町に限る)、佐伯市(旧宇目町に限る)、竹田市、日田市(旧日田市を除く)、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町に限る)、由布市(旧狭間町を除く)、日出町、九重町、玖珠町
大分	6	大分市(旧野津原町を除く)、宇佐市(旧宇佐市に限る)、臼杵市、杵築市(旧山香町を除く)、国東市、佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧川内村に限る)、中津市、日田市(旧日田市に限る)、豊後高田市、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町を除く)、由布市(旧狭間町に限る)、別府市、津久見市、姫島村
	7	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米津村、旧蒲江町に限る)
	7	(下記以外)
宮崎	5	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
	6	都城市(旧山之口町、旧高城町を除く)、延岡市(旧北方町に限る)、小林市(旧野尻町を除く)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
鹿児島	7	(下記以外)
	6	伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る)、さつま町、湧水町
沖縄	8	(全地域)



詳しくは「平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号」の「別表第4」をご確認下さい。